

3. 教員・教員組織

項目 13：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、教員の構成にも配慮し、適切に教員を配置することが必要である。

<評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）〔F 群、L 群〕
- 3-2：専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、2013（平成 25）年度まで、専門職大学院設置基準附則 2 が適用される。）〔L 群〕
- 3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）〔L 群〕
- 3-4：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。（「専門職」第 5 条）〔F 群、L 群〕
- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項）〔L 群〕
- 3-6：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F 群〕
- 3-7：専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項）〔L 群〕
- 3-8：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置されていること。〔F 群〕
- 3-9：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員が配置されていること。〔F 群〕
- 3-10：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。〔F 群〕
- 3-11：教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F 群〕

3-12：専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されていること。（「大学院」第8条第5項）

〔L群〕

3-13：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。

〔F群〕

3-14：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院の専任教員組織は、合計数、職位別人数、実務家教員の割合、研究実績や実務経験年数等において全て法令の基準を満たしており、年齢や性別、国際経験等のバランスにも配慮して適切に構成されている。また、科目の性質やレベルに応じて、専任教員を中心とした適切な配置が行われている。

本会計大学院の実務家教員の多くは教育・研究の実績も有しており、研究者教員との共同により理論と実務の架橋教育を推進している。専任の研究者教員には比較的若手が多いが、豊富な研究業績を有する特任教員の支援も得て、厚みのある教員体制となるよう留意している。

〔各評価の視点における現状の説明〕

(3-1) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守している。

平成15年文部科学省告示第53号第1条第1項および平成11年文部省告示175号によれば、会計専門職大学院には、学生収容定員15名について1名の専任教員を置くこととされている。さらに同告示の別表第一および別表第二に定める規定、また同告示の第二号、別表第一および別表第二に定める規定とともに同告示の別表第三に定める規定を全て勘案すると、収容定員が120名である本会計大学院は12名以上の専任教員を置くべきところ、本年度（2013年5月1日現在）の専任教員数は14名であり、法令により必要とされる専任教員数を上回っている。

(3-2) 専任教員は1専攻に限り専任教員として取り扱っている。

本学は2013（平成25）年4月より、大学院高度専門職研究科のみを置く大学院大学となっており、会計専門職専攻1専攻のみを開設している。従って、本会計大学院の専任教員は、全員が1専攻に限って専任教員として取り扱われている。

(3-3) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は教授で構成されている。

具体的には、本年度（2013年5月1日現在）における本会計大学院の専任教員14名のうち10名が教授であるため、法令上の基準を満たしている。

(3-4) 本会計大学院においては、専任教員は専門職大学院設置基準第5条に定めた規定に全て該当し、かつ、その担当専門分野に関して高度の指導能力を備えている。

具体的には、本会計大学院の専任教員 14 名のうち研究者教員は 6 名であり、そのうち 3 名が教授職である。教授 3 名のうち 2 名は博士号取得者であり、3 名ともに大学の専任教員として 5 年以上の教育・研究実績を有する。残る 3 名は講師職であるが、このうち 2 名が博士号取得者であり、着実に研究・教育実績を積んできている。

また、実務家教員は 8 名である。8 名全員が 10 年以上の実務経験を有し、かつ各専門分野での著書・論文を公表している者であり、いずれも十分な実務能力と指導力を備えている。

なお、専任教員人事については、2007（平成 19）年度に設置した業績審査委員会において、その教育研究上・実務上の業績を適切に審査する仕組みを導入している。業績審査委員会は、研究科委員会が選任した本大学院の専任教授により構成され、必要に応じて相談役として特任教員等が選任され、参加する。業績審査委員は、内規（業績審査委員会の内部基準）に基づいて対象者の業績を審査し、任用・昇任等の妥当性について研究科委員会に報告を行う。研究科委員会はこの意見を踏まえて任用・昇任等の決議を行う。

(3-5) 実務家教員は、全員が 5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員である。

具体的には、本会計大学院の専任の実務家教員 8 名全員が 10 年以上の実務経験を有している。このうち 3 名が公認会計士、4 名が税理士、1 名が弁護士として実務の第一線で活躍する現役の実務家である。さらに、実務家教員の多くは他大学の非常勤講師などの教育実績、著書・論文などの研究実績を有しており、現在も専門分野に関する著書や論文の発表を精力的に行っている。

(3-6) 専任教員の編制は、理論と実務の架橋教育によって、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命を実現するために適したものとなっている。前回（2009 年度）の認証評価結果を受けて、本会計大学院は専任教員の編制を大幅に変更した。すなわち、専任教員としては現役の実務家教員と若手の研究者教員を中心にした。そして、脇を固める形でこれまで専任教員として貢献したベテランの教員を特任教員として任用した。これは全て理論と実務の架橋教育を目指した体制変更であった。

現在の専任教員体制は、実務家教員と研究者教員がほぼ半数ずつの編制となっており、実務家教員と研究者教員が共同（オムニバスではなく毎回複数の教員が担当）で行う授業を多数取り入れている。例としては以下の通りである。

「マネジメント・シミュレーション」は、研究者教員と実務家教員が一体となって研究開発した科目であり、2013（平成 25）年度は毎回研究者教員 2 名と実務家教員 1 名がチームで指導にあっている。履修学生はグループに分かれて経営意思決定シミュレーションを行い、経営成績を競いながら、企業経営の諸問題と、会計専門知識を用いた分析手法、問題解決法を具体的に学べるようになっている。

「会計総合事例研究」では、実務家教員 1 名と研究者教員 1 名、ゲスト講師を交えて、会計専門職業人が実務上遭遇する事例をとりあげ、教員を含めた議論を通じて学術的側

面・実務的側面の双方の視点からの考え方を学ぶ。これにより理論に裏打ちされた実務知識を修得させ、ひいては、会計にまつわる知識を総合して組織経営全体を俯瞰することができる人材の育成を目指している。

これらの共同授業は理論と実務の架橋教育の象徴的な存在である。また、共同授業だけでなく、例えば「管理会計論」や「原価計算論」では特別講義として元本会計大学院研究科長のベテランの特任教員にそれぞれ 1 回ずつ講義を依頼している。このような機会は、通常では接することのできない貴重な歴史的知見を学習する機会となっている。更に、本会計大学院の紀要を発行することを役割とする紀要編集委員会の顧問としても特任教員の協力を得ている。

前回の認証評価結果によって大幅に変更された専任教員体制は、従来以上に理論と実務の架橋教育を強く意識した教育を行っており、上記の通り専任教員から特任教員に移った教員からも強力にその体制の支援を得ている。これは、会計専門職大学院の固有の使命・目的を果たす上で、一種の理想的な状態にあるものと評価している。

(3-7) 専任教員における実務家教員数は、必要とされる一定の割合が確保されている。

具体的には、専任教員 14 名のうち約 57%にあたる 8 名が同条にいう実務家教員であり、その数において法令の基準を満たしている。

(3-8) 各分野の基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を発展・展開させる科目において、それぞれ専任教員を中心に適切に配置している。

本会計大学院では、教育研究の対象となる専門分野を 6 つの「領域」に分類し、領域ごとに「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の 3 つの段階に分けて体系的に編成している。

「基本科目」：開設科目 15 科目（30 単位）のうち 10 科目（20 単位）

比率にして 66%の科目について、専任教員を配置している。

「発展科目」：開設科目 16 科目（32 単位）のうち 15 科目（30 単位）

比率にして 94%の科目について、専任教員を配置している。

「応用・実践科目」：開設科目 22 科目（48 単位）のうち 11 科目（26 単位）

比率にして 50%（単位数で換算すると 54%）の科目について、専任教員を配置している。

(3-9) 本会計大学院では、理論性を重視する科目、実践性を重視する科目について教員を適切に配置している。

財務会計・管理会計・監査・企業法・租税法・経営・ファイナンスの各分野について、理論性を重視する基礎的な科目を必修科目とし、研究者教員および教育・研究実績の豊富な実務家教員を配置している。

実践性を重視する科目としては、「マネジメント・シミュレーション」「会計総合事例研究」および各系列の事例研究科目（財務会計・管理会計・経営・ファイナンス・監査・企業法・租税法）を置いている。

まず「マネジメント・シミュレーション」では、研究者教員 2 名と実務家教員 1 名がチームとなり指導にあっている。「会計総合事例研究」では、研究者教員 1 名と実務家教員 1 名のチームを基本とし、会計実務に携わるゲスト講師を招いて議論を行っている。

その他の分野別事例研究科目については、7 科目全てについて専任教員を中心に実務経験を配置しており、財務会計・管理会計・監査は公認会計士、企業法・租税法は弁護士、経営は企業経営経験者、ファイナンスはファイナンス実務経験者が担当している。

(3-10) 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員（教授・准教授）を配置している。

具体的には、本会計大学院が教育上主要なものとして位置づけ、必修科目としている 12 科目（24 単位）のうち 8 科目（16 単位）、比率にして 66.7%の科目に専任の教授・准教授を配置している。残る 4 科目についても、専任講師と、過去に本会計大学院の専任教員を務め、現在も特任教授に任用している教員が担当している。

また、理論と実務の架橋教育という観点から主要科目に位置づけられるシミュレーション及び事例研究の科目には、9 科目（18 単位）中 4 科目（8 単位）、比率にして 44.4%の科目に専任の教授・准教授を配置している。その他の科目についても、概ね過去に本会計大学院の専任教員を務めた経歴を有する兼任教員を配置している。

(3-11) 教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合には、適切な手続きによって行っている。

具体的には、本会計大学院における各授業科目の配置および当該授業科目を担当する教員の配置は、カリキュラム検討委員会での検討を踏まえ、研究科委員会にて審議している。

兼任・兼任教員の任用にあたっては、カリキュラム検討委員会での検討を踏まえ、業績審査を行い、研究科委員会にて審議している。

(3-12) 専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されている。

2013（平成 25）年 5 月 1 日現在、教員の年齢構成は以下の通りである。比較的年齢の高い層には、豊富な経験を有する実務家教員が多く、若手の研究者と共同して特色ある教育活動を行うことができている。

年代	人数	備考
30 歳代	5 名（教授 2 名、講師 3 名）	うち実務家 1 名
40 歳代	1 名（准教授 1 名）	うち実務家 1 名
50 歳代	4 名（教授 4 名）	うち実務家 2 名
60 歳代	4 名（教授 4 名）	うち実務家 4 名

(3-13) 教員は、職業経験、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されている。2013（平成 25）年度の状況は以下の通りである。

職業経験の面では、専任教員として公認会計士 3 名、税理士 4 名、弁護士 1 名の実務家

教員を配し、会計・税務・法律の各分野に対応しているほか、兼任教員にも著名な研究者、経験豊富な実務家を配置している。

国際経験の面では、専任教員として海外での博士号取得者が 2 名在籍しており、兼任教員には海外での職務経験を持つ実務家を配置している。

また、女性教員は 2 名在籍しており、性別のバランスについても一定程度考慮されている。

(3-14) 本会計大学院では、「質の高い会計専門職業人を養成する」という目的上、優れた現役の実務家を教員として任用することを方針としている。この方針に基づいて、専任教員のうち実務家教員は全て 10 年以上の実務経験者とし、概ね 20～30 年に及ぶ豊富な経験を有するベテラン実務家を多く迎え、若手研究者との共同授業等を推進することにより、特色ある教育活動を行っている。

<根拠資料>

- ・資料 1-3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2-7 : 2013 年度 LEC 会計大学院シラバス
- ・資料 2-9 : 2013 年度 LEC 会計大学院 (前・後期) 時間割
- ・資料 3-1 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学教員任用規則
- ・資料 3-2 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程
- ・資料 3-3 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査における参考基準
- ・資料 3-4 : LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・資料 3-5 : LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程
- ・基礎データ表 3 (専任教員個別表)
- ・基礎データ表 4 (専任教員の教育・研究業績一覧)
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／教員紹介」

http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/teacher/index.html

項目 14 : 教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-15 : 教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕

3-16：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

＜現状の説明＞

〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院においては、教員組織編制の基本的方針を有し、募集・任免・昇格に関しては規則・基準に基づき、業績審査委員会の審議を経て適切に実施している。

〔各評価の視点における現状の説明〕

(3-15) 本会計大学院においては、教員組織編制のための基本的方針を有しており、かつそれに基づいた教員組織編制がなされている。

本会計大学院の教員組織編制の基本方針は、概略以下の通りである。

- ・ 実務家教員については、できる限り現役の実務家を任用すること。
- ・ 研究者教員と実務家教員との交流・協働を積極的に推進すること。
- ・ 教員組織の中に、研究に向けた熱意が満ち溢れるようにすること。

上記方針に基づき、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従い、カリキュラム検討委員会で編成した教育課程に基づいて、業績審査委員会および研究科委員会の審議により教員組織編制を行っている。

(3-16) 本会計大学院においては、教員の募集・任免・昇格について適切な基準、手続に関する規程が定められており、かつ適切に運用されている。また、教育上の指導能力の評価についても適切に行われている。

本会計大学院では、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従って、カリキュラム検討委員会の意向を踏まえ、業績審査委員会および研究科委員会で審議を行う。その後、学長の上申に基づき、学校経営委員会にて教員の任免・昇格について決定している。業績の評価にあたっては、業績審査委員会の内規として参考基準が定められており、この基準に基づいて評価が行われている。

教育上の指導能力については、業績審査委員会と研究科委員会にて厳格に評価し、兼任教員については研究科委員会にて厳格に評価している。

＜根拠資料＞

- ・ 資料 3-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 教員任用規則
- ・ 資料 3-2：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程
- ・ 資料 3-3：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査における参考基準
- ・ 資料 3-4：LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・ 資料 3-5：LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程

項目 15 : 専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、社会への貢献及び組織内運営等への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

- 3-17 : 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕
- 3-18 : 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されるとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されていること。〔F群〕
- 3-19 : 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）が保証されていること。〔F群〕
- 3-20 : 専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-21 : 専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-22 : 専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-23 : 専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営等への貢献を推奨するために、どのような特色ある取組みがあるか。〔A群〕

<現状の説明>

[当該項目に対する概要]

専任教員の授業担当時間は、平均して年間 11.6 単位であり、教育の準備・研究活動と勘案して過重とならないよう配慮されている。研究費については月額固定の支給分その他、学会出席等の必要に応じて支給が行われている。また、研究室についても各専任教員に個人専用席を設けるなど一定の整備を行っている。

教員の教育・研究活動その他の活動に対する評価は、授業アンケート、大学院紀要、社会貢献活動への参加、管理運営への参加等の成果に基づいて行われ、昇任にあたっては業績審査委員会及び研究科委員会での審議を経て決定されることとなっている。

[各評価の視点における現状の説明]

(3-17) 本会計大学院においては、専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究活

動に配慮したものとなっている。

具体的には、本会計大学院における 2013（平成 25）年度の各専任教員の授業負担の程度は、年間担当単位が平均して約 11.6 単位である。平均持ちコマ数は週あたり 2.9 コマ（教授 3.1、准教授 2.0、講師 2.7）であり、専門分野や担当科目、職責等によって教員ごとにばらつきがあるものの、平日昼間の授業を実施していないことも考慮すれば、全体的には教育の準備および研究への配慮において妥当な範囲といえる。

(3-18) 本会計大学院の専任教員には、毎月の報酬と併せて一定額が研究費として支給されている（教授・准教授 20,000 円／月、講師 10,000 円／月）。これに加えて個人研究費制度を設けており、規則に基づいて教員から申請された研究経費（学会参加費など）を都度支給している。その他、研究用の図書・資料については事務局を通じて購入や取り寄せを行うことができる。

専任教員の研究環境については、本会計大学院は開設当初より教員相互の交流を重視し、共同研究室を設置してきたが、2009（平成 21）年度認証評価での指摘を受けて、現在は共同研究室 1 室に加えて、全専任教員に個人の専用席（個々に仕切りを設け、各人専用のデスク、パソコン端末、ロッカー、書類保管庫を設置）を備えた個別研究室を 2 室設置し、教員個人の研究環境の向上を図っている。研究環境の充実は、本会計大学院の教育活動を改善・充実させていくためにも重要であると考えている。現在、主に研究者教員が研究活動により専念できる環境を整えるため、現在 2 室ある個室形式の研究室を増設することを計画しており、2014（平成 26）年度に対応を行うべく、研究科委員会及び学校経営委員会において具体的な検討を行っていく予定である。

(3-19) 研究専念期間制度等、教員の研究活動に必要な機会の保証に関しては以下のような状況にある。

本年度における本会計大学院の専任教員の授業負担は、視点番号 3-17 に既述の通りであり、その負担は平均的にはそれほど大きくはない。また、平日昼間に授業がないことも考慮すれば、本会計大学院の専任教員は、研究に集中できる時間を確保できる環境にあるといえる。なお、本会計大学院の専任教員は各種学会・研究会にも精力的に参加しており、その意味で教育研究の機会の保証ないしは理解は持たれている。

いわゆるサバティカル・リーブ的な制度については、若手の研究者教員が増加している現状に鑑み、今後の本会計大学院における教育研究の達成状況も見極めつつ、適切に検討するよう努めていく。

(3-20) 本会計大学院においては、専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されている。具体的には、以下の通りとなっている。

本会計大学院では、FD 活動の一環として、各授業科目の最終回に、学生に対して授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックするとともに、授業科目ごとの集計結果を教員および学生に公開（希望するものに関覧を可とする）している。これに加えて、本年度より WEB 上で毎回の授業アンケートも実施しており、各教員の教育活動に

ついてより詳細に検証することが可能となっている。

なお、専任教員の昇任の際は、研究科委員会が業績審査委員を選任し、業績審査委員会において上述の授業評価アンケートや DVD 収録した授業の状況等も考慮して教育活動に対する審査を行い、その結果をもとに昇任の可否を研究科委員会が決定するという仕組みが整備されている。

(3-21) 本会計大学院では毎年紀要『LEC 会計大学院紀要』を発行しており、専任教員に積極的な投稿を推奨しているほか、座談会や特集記事などへの企画・参加を推奨し、研究活動の振興を図っている。また、前述の通り、各種学会・研究会への参加も推進している。研究活動を適切に評価する仕組みという点では、紀要への投稿が昇進評価時の一つの基準として用いられている。加えて、各種学会・研究会への参加に関しても、研究費規定を整備して申請により学会参加費用を支給し、参加を推進している。本会計大学院は租税研究協会の会員にもなっており、兼任教員も含め当該協会が開催する研究会に参加することが可能となっている。研究活動については随時研究科委員会において議論されている。

専任教員の昇任の際は、研究科委員会が対象者の専門分野に応じて業績審査委員を選任し、業績審査委員会において前述の紀要に関する状況等も含めて研究活動に対する審査を行い、その結果をもとに昇任の可否を研究科委員会が決定するという仕組みが整備されている。

(3-22) 本大学院の使命は「良質な教育を提供し（中略）もって社会の発展に貢献すること」である。また目的は「質の高い会計専門職業人を養成すること」にある。これが本会計大学院の直接的な社会貢献である。具体的には税法修士論文を選択する学生の多いところから、国税庁に修士論文を提出し税法試験の免除を受け税理士資格を得ることを支援することが一つの社会貢献と考えている。この点では、試験免除を受けた人数が外部からの評価となっている。2 章に示した通り資格を得たものは 25 名あり、提出者の試験免除率は 100%となっている。

本会計大学院の専任教員の大半は現役の実務家教員である。そのため、社会への貢献という点では、日常の実務がまず以てそれに当たると考えることができる。これを直接評価する仕組みはない（またこれを評価することは困難である）が、社会への貢献を何らかの成果物（書籍や学術雑誌での論文掲載）の発表ということで見れば、本会計大学院のホームページにおいて都度、その成果をアピールしている。

また、社会貢献のための事業として、2012（平成 24）年度より、東京都の行う職業訓練（大学等委託訓練）を受託し、実施している。これは、大学・大学院のカリキュラム等を活用して、求職者に対しより高度かつ専門的な内容の職業訓練を行う委託訓練であり、本会計大学院は「ビジネス・アカウンティング科」「ビジネス税務科」の 2 コースを受託・実施した。いずれも本会計大学院の専任教員が主体となって実施しており、大学院での実務教育の実績を活かしたカリキュラム・講義内容は、過去に経理や税務の仕事に携わった経験を持つ訓練生からも高い評価を得ている。これは本会計大学院として行っている受託事

業である。実施状況や訓練生からの評価は研究科委員会で随時報告され、各教員の評価に繋がられている。

一方、本会計大学院の運営を下支えしているのは、専任の研究者教員である。組織内運営等は事務局の協力を得ながら専任の研究者教員が基本的に担っており、実務家教員がそれを支えている。実態として、少なくとも社会への貢献や組織内運営等への貢献は、教員及び事務局の間で認識が共有されていると思われる。そのような認識共有の仕組みとして見逃せないのは、やはり本会計大学院が発行している『LEC 会計大学院紀要』である。当該視点が求める仕組みという点で言えば、本紀要が最も中核的な役割を果たしていると言える（詳細は次の視点で述べる）。

教員の貢献は昇任時における評価要素の一つである。専任教員の昇任の際は、教育・研究活動の状況と併せて、各種委員会の活動状況等も素材として業績審査委員会で審査を行い、研究科委員会にて決定するという仕組みが整備されている。

(3-23) 本大学院は小規模であるため、教員個人間の連絡が密である。前述のように、共同研究室において公私にわたり議論が活発なことが、大きな特色である。こうした場では社会貢献、組織内運営が話題として、きわめて多く取り上げられている。教育活動、教育のための研究活動については、例えば研究科委員会後の公式ではない、いわゆる「反省会」においても真剣な議論が交わされており、これらの結果は例えば専門委員会（この場合は研究指導委員会）での検討を経て活かされている。

もう一つの特色ある取組みとして挙げられるのは、本会計大学院が継続的に発行してきている『LEC 会計大学院紀要』である。本紀要は、本会計大学院の教育研究活動、社会への貢献、組織内運営等への貢献を具体的に表明する媒体として機能している。例えば、社会への貢献ということ言えば、修了生座談会として本会計大学院の教育成果がどのように現れているのか紹介している。教育活動、研究活動の成果として授業の講義録や講演録を始め、当然、各種論文や研究ノートも掲載されており、本会計大学院の教育及び研究の成果を公表する媒体として重要な役割を果たしている。組織内運営等への貢献という点でも FD 報告という形で、本会計大学院の現在の最大の焦点である税法修士論文指導の方法について報告している。こうした活動が貢献に対する奨励として機能していると認識している。

<根拠資料>

- ・資料 2-18：2013 年度 授業評価アンケートフォーム
- ・資料 3-2：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程
- ・資料 3-6：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 個人研究費支給規程
- ・資料 3-9：東京都大学等委託訓練カリキュラム
- ・基礎データ表 3（専任教員個別表）
- ・基礎データ表 8（研究室の状況）

- ・資料 3-7 : 2013 年度専任教員個人研究費 支給実績
- ・資料 3-8 : 研究室見取り図
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／LEC 会計大学院紀要」
http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kiyou/index.html

【3 教員・教員組織の点検・評価】

(1) 使命・目的および教育目標達成のための専任教員の適切な配置について

2013（平成 25）年度の本会計大学院の専任教員は 14 名（教授 10 名、准教授 1 名、講師 3 名）で組織されており、実務家教員の比率は 5 割以上である。教員組織は法令上の基準・要件を満たしており、年齢構成や職業経験のバランスについても配慮されている。

教員配置の面では、全体・財務会計・管理会計・監査・法律・経営の全領域について専任の教授または准教授が配置されるとともに、科目の性格や重要度に応じて専任教員を中心に適切な配置がなされている。

また、専門職大学院の使命である理論と実務の架橋教育を忠実に実践するため、研究者と実務家による共同授業を積極的に推進しており、質の高い会計専門職業人の養成という目的に即した特色ある取組みを継続していると評価できる。

(2) 専任教員の教育研究活動の支援、評価方法の確立について

専任教員の教育研究活動の成果を表明するという形での支援は、『LEC 会計大学院紀要』が様々な面で重要な役割を果たしている。また、研究支援については、個人研究費制度の整備を通じて各種学会への参加などが推進されている。専任教員の研究に専念できる環境については、授業時間の点では平日昼間に授業を行っていないことから、負担が過重とならないよう配慮されていると評価できる。

更に、将来にわたる教育研究活動の維持発展を見据え、教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を適切に任用するために、業績審査委員会を設置し、教育・研究及び実務上の業績を審査する体制を整備している。

【今後の方策（改善のためのプラン）】

(1) 使命・目的および教育目標達成のための専任教員の適切な配置について

現状において大きな問題はないと判断できるが、現状を維持するとともに今後は主要な科目について専任教員の比率を更に高めることが望ましい。

(2) 専任教員の教育研究活動の支援、評価方法の確立について

本会計大学院はまもなく開設から 10 年目を迎えるが、これまで以上に教育研究成果を広く社会へ発信し、社会の発展に資することが必要である。本会計大学院では研究者教員と実務家教員の連携・共同による活動を重視し、特色ある取組みを実践することができている。これらの活動を一層推進していくため、専任教員の研究支援体制は更に充実させることが必要である。これについては次年度にかけて研究室の整備、また個人研究費の充実等により対応を行うこととしている。

教員相互間の自由な議論という本会計大学院の特色は維持されるべきであり、これは公

式化にはなじまないものであるが、一方貢献に対する実質的な考慮は充実させる必要がある。加えて、『LEC 会計大学院紀要』の内容を更に充実させ、本会計大学院の様々な成果を多様な形で発信していくことが必要である。